令和６年度東京都新任訪問看護師育成支援事業の概要

事　　項	内　　容
目的	訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援をすることで、訪問看護ステーションで働く看護職員の勤務環境の向上及び定着の推進を図り、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的とする。
内容	訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対する、人件費等を助成する。
運営体制等の要件（抜粋）	（１）前年度の月の平均訪問看護実施件数※が、看護職常勤換算１名当たり 60 件以上であること（※介護・医療保険合算。リハ職によるものは除く） （２）前年度の４月１日以降に次の加算の算定実績があること ア　サービス提供体制強化加算※ イ　ターミナルケア加算（または訪問看護ターミナルケア療養費） ウ　緊急時訪問看護加算（または 24 時間対応体制加算） ※サービス提供体制強化加算がない場合、研修、カンファレンス、健康診断等を実施していること （３）管理者又は指導者の訪問看護経験が５年以上であること （４）訪問看護経験３年以上かつ当該事業所に１年以上勤務する常勤看護職を２名以上配置していること （５）訪問看護経験の豊富な常勤の看護職を指導者として充てること （６）**常勤換算方法で 2.5 人以上かつ７人未満であること（新卒採用は、2.5 人以上）**
対象経費及び基準額	（１）補助対象経費 ①雇用する看護職員の人件費 ②外部研修受講経費 ③同行訪問を行う際の代替職員の人件費 （２）補助対象期間 ①訪問看護未経験看護職　ア 給与費２か月間 イ 外部研修受講経費８か月 ②新卒訪問看護師　ア 給与費６か月間 イ 外部研修受講経費８か月 ③同行訪問代替　新任訪問看護師の雇用から６か月間 （３）補助基準額 ① 給与費等：2,400 円/時間(上限) ② 外部研修受講経費　ア　訪問看護未経験看護職※：　50,000 円（上限） イ　新卒訪問看護師　：　100,000 円（上限） ③ 同行訪問代替　給与費：3,200 円/時間（160 時間までを上限とする。） 交通費：1,000 円/日（20 日までを上限とする。）
補助率	１／２
対象者の条件等	（１）過去に訪問看護の業務に従事した経験のない看護職であること。 （２）介護保険法の人員基準上、**常勤**であること。
その他	（１）補助事業者は、育成計画に基づき、新任訪問看護師を２カ月間育成すること。ただし、新卒訪問看護師は６カ月間育成すること。 （２）事業所に**管理者・指導者育成事業の「育成定着推進コース」受講修了者**が１人以上いること。（当年度修了でも可。） （３）（１）及び（２）に定めた条件に反した場合については、補助金を交付しない。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずる。 **（４）本補助金の交付を過去に受けたことがある事業所は、対象となりません。** **（※令和２年度以前の「新任訪問看護師就労応援事業」の交付は含みません。）**